

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
7	農業委員会委員の定数 及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	2.野尻町の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする	2.高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		3.在任特例適用後、 <u>両市町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。	3.在任特例適用後、 <u>1市2町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、 <u>高原町区域8人</u> 、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。			調整内容中「1市2町」を「両市町」に変更し、「高原町区域8人、」を削除する。	2
		4.農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。	4.農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。				2
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。	1.個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。				10
		2.法人市町村民税 納税義務者、税率(均等割) 申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2.法人市町村民税 納税義務者、税率(均等割) 申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 <u>法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。</u>			調整内容中「高原町の法人税割の税率に関する内容」を削除する。	11
		3.固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。	3.固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、 <u>各市町</u> 相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。			調整内容中「各市町」を削除する。	12

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	4. 都市計画税 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。	4. 都市計画税 <u>課税に相違が生じているため</u> 、小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。			調整内容中「課税に相違が生じているため、」を削除する。	16
		5. たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。	5. たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。				21
		6. 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。	6. 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。				22
		7. 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。	7. 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。				29
9	一般職の職員の身分の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。	1. <u>高原町及び野尻町</u> の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一する。 <u>野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>	2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、 <u>高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。</u>			調整内容中「統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、」を「統一する。」に変更し、「高原町及び」を削除する。	10
11	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1. 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1(P47~50)の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。	1. 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の <u>高原町及び野尻町のそれぞれの</u> 区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。			調整内容中「高原町及び」と「それぞれの」を削除する。	